

○石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則

平成31年4月1日

規則第12号

石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等及び緑化率の制限に関する条例施行規則
(平成19年石垣市規則第36号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 建築基準法及び都市緑地法に基づく建築物の制限(第2条—第12条)

第3章 景観法に基づく建築物等の形態意匠に関する制限(第13条—第29条)

第4章 雑則(第30条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例(平成31年石垣市条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 建築基準法及び都市緑地法に基づく建築物の制限

(壁面の位置の制限の緩和)

第2条 条例第7条の規定の緩和措置として、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第135条の21を適用する。

(計画緑化率適合証明書の交付申請)

第3条 条例第8条の規定による緑化率の最低限度(以下「緑化率の最低限度」という。)に関して、都市緑地法施行規則(昭和49年建設省令第1号)第29条の規定に基づく証明書の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、計画緑化率適合証明書交付申請書(様式第1号)を2部市長に提出しなければならない。

- (1) 敷地の位置を表示する図面
- (2) 建築物又は工作物の位置を表示する平面図及び立面図
- (3) 緑化施設の位置を表示する平面図及び断面図
- (4) 緑化施設の面積を表示する求積図
- (5) 緑化施設一覧表(様式第2号)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請者は、申請後、当該申請内容のうち緑化率に影響を与える内容の変更をしよう

とするときは、同項各号に定める書類を添えて、計画変更に係る計画緑化率適合証明書交付申請書(様式第3号)を2部市長に提出しなければならない。

3 第1項各号の書類を添付して、次の各号に掲げる届出があったときは、それぞれ当該各号に掲げる申請書の提出があったものとみなす。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条の2第1項に基づく届出 第1項の規定による計画緑化率適合証明書交付申請書

(2) 都市計画法第58条の2第2項に基づく届出 第2項の規定による計画変更に係る計画緑化率適合証明書交付申請書

(計画緑化率適合証明書の交付)

第4条 市長は、前条の規定による証明書の交付申請があった場合において、その内容が緑化率の最低限度に適合すると認めたときは、申請者に計画緑化率適合証明書(様式第4号)を交付するものとする。

(緑化施設工事完了延期認定書の交付)

第5条 市長は、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第43条第1項の規定による緑化施設の工事に関する認定の申請があったときは、その内容を審査し、やむを得ないものであると認めたときは、申請者に緑化施設工事完了延期認定書(様式第5号)を交付するものとする。

(施工緑化率適合証明書の交付申請)

第6条 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その完了した工事が緑化率の最低限度に適合していることを証する書面の交付を市長に求めることができる。

2 前項の交付を受けようとする者は、施工緑化率適合証明書交付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(施工緑化率適合証明書の交付)

第7条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が緑化率の最低限度に適合していると認めたときは、申請者に施工緑化率適合証明書(様式第7号)を交付するものとする。

(許可の申請)

第8条 条例第20条第1項の規定による許可(以下「許可」という。)を受けようとする者は、次に定める図書その他その内容を確認できる図書を添えて、許可申請書(様式第8号)の正本、副本各1部を市長に提出しなければならない。

(1) 付近の見取図 方位、道路及び目標となる地物を記載したもの

(2) 配置図 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物

とその他の建築物との別及び擁壁の位置並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を記載したもの

(3) 各階平面図 縮尺、方位、間取及び各室の用途並びに壁及び開口部の位置を記載したもの

(4) 立面図 縮尺、建築物の高さ及び開口部等を記載した二面以上のもの

(5) 断面図 縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及び庇の出並びに軒の高さ及び建築物の高さを記載した二面以上のもの

(6) 適用除外を申請する内容が記載された図面その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、許可通知書(様式第9号)に同項の申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

(許可内容の変更)

第9条 前条の許可を受けた者は、当該許可の内容を既に許可を受けた事項の範囲内において変更しようとするときは、変更する図書及び許可通知書を添えて、変更許可申請書(様式第10号)の正本、副本各1部を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請を許可したときは、変更許可通知書(様式第11号)に同項の申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

(建築主の変更届)

第10条 建築主は、許可を受けた建築物の工事完了前に建築主に変更があったときは、名義変更届(様式第12号)に許可通知書を添えて、速やかに市長に届出なければならない。

(工事取りやめ届等)

第11条 建築主は、許可を受けた建築物の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届(様式第13号)に許可通知書を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

2 第8条第1項の許可申請の取り下げをしようとする者は、申請取下願(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請取下願を承認したときは、申請取下承認通知書(様式第15号)により申請者に通知するものとする。

(許可の取消し)

第12条 市長は、許可が虚偽その他不正な申請によるものであることが判明したときは、当該許可を取り消すことができる。

第3章 景観法に基づく建築物等の形態意匠に関する制限

(建築物等の形態意匠に関する計画の認定)

第13条 条例第10条の規定による市長の認定(以下「計画認定」という。)を受けようとする者

は、地区計画区域内の建築物等の形態意匠に関する計画の認定(変更)申請書(様式第16号)に次に掲げる図書を添付した正本及び副本並びに地区計画区域内の建築等計画概要書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。ただし、建築物の建築等の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該建築物の建築等の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

(1) 建築物の敷地(以下「敷地等」という。)の位置及び当該敷地等の周辺の状況を表示する図面(道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物の位置を明示したものに限る。)で縮尺2,500分の1以上のもの

(2) 当該敷地等及びその周辺の状況を示す写真

(3) 当該敷地等内における建築物の位置を表示する図面(申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低及び敷地等の接する道路の位置を明示したものに限る。)で縮尺100分の1以上のもの

(4) 建築物の彩色が施された2面以上の立面図(彩色については、日本工業規格に定める色相、明度及び彩度の3属性の値(マンセル値)で表示したものに限る。)で縮尺50分の1以上のもの

(5) 次に掲げる図書等

ア 建築物等の断面図

イ 建築物の屋上又は屋根の平面図

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 市長は、前項各号に掲げる図書のうち、添付の必要がないと認めるものについては、これを省略させることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請に係る建築物の計画が条例第9条の規定に適合するものと認めるときは、地区計画区域内の建築物等の形態意匠に関する計画の(変更)認定証(様式第18号)を交付し、適合しないものと認めるときは、地区計画区域内の建築物等の形態意匠に関する制限に適合しない旨の通知書(様式第19号)を交付する。

4 市長は、前項の計画が条例第9条の規定に適合するかどうかを決定することができない場合は、条例第10条第2項の期間内に、地区計画区域内の建築物等の形態意匠に関する計画認定が期間内に認定できない旨の通知書(様式第20号)を交付する。

5 前各項の規定は、認定を受けた建築物の計画を変更する場合も、同様とする。

(国の機関等の建築物の計画に対する認定)

第14条 国の機関等は、条例第13条第2項の規定により通知をしようとするときは、地区計画区域内の建築物等の形態意匠に関する計画の(変更)通知書(様式第21号)に前条第1項各号に掲げる図書を添付した正本及び副本並びに建築等計画概要書を市長に提出しなければならない

ない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の場合において準用する。
- 3 市長は、第1項の規定による通知に係る建築物の計画が条例第9条の規定に適合するものと認めるときは、地区計画区域内の建築物等の形態意匠に関する計画の(変更)認定証(様式第22号)を交付し、適合しないものと認めるときは、地区計画区域内の建築物等の形態意匠に関する制限に適合しない旨の通知書(様式第23号)を交付する。
- 4 市長は、前項の計画が条例第9条の規定に適合するかどうかを決定することができない場合は、条例第13条第3項の期間内に、地区計画区域内の建築物等の形態意匠に関する計画認定が期間内に認定できない旨の通知書(様式第20号)を交付する。
- 5 前各項の規定は、認定を受けた建築物の計画を変更する場合も、同様とする。
(認定の申請及び通知前の協議)

第15条 計画認定を受けようとする者は、あらかじめ当該認定の申請前に、建築物の計画内容について市と協議をしなければならない。当該認定を受けた建築物の計画を変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の協議をするに当たっては、第13条第1項各号に掲げる図書に準じ、作成できる範囲内の図書に基づいて協議を行うものとし、市は、景観形成に関する情報提供及び指導助言等を行うものとする。
- 3 前2項の規定は、国の機関等が条例第13条第2項の規定により通知する場合において準用する。

(行為着手の制限の例外となる工事)

第16条 条例第10条第4項及び条例第13条第4項の規則で定める工事は、根切り工事、山留め工事、ウェル工事その他基礎工事とする。

(是正命令等)

第17条 市長は、条例第11条第1項の規定により違反を是正するために必要な措置をとることを命令する場合は、建築物等の形態意匠に関する是正命令書(様式第24号)により行うものとする。

- 2 建築物の工事主又は所有者等は、前項の是正命令書に基づき必要な措置を行ったときは、その結果について、建築物等の形態意匠に関する是正報告書(様式第25号)の正本及び副本に必要な図書を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。
- 3 条例第11条第2項の規則で定める方法は、石垣市広報紙への掲載とする。

(違反建築物に係る通知)

第18条 条例第12条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 処分に係る建築物の概要
- (2) 前号の建築物の設計者、工事監理者若しくは工事の請負人若しくは宅地建物取引業者又は工作物の工事の請負人に係る違反事実の概要
- (3) 処分をするまでの経緯及び処分後に市長が講じた措置
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

2 条例第12条の規定による通知は、文書に、処分の内容を記載した書面を添付して行うものとする。

(工事現場における認定の表示)

第19条 条例第14条第1項の規定による工事現場での認定済みの表示は、認定済表示板(様式第26号)の設置により行うものとする。

(適用の除外)

第20条 条例第15条第2項第4号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 沖縄県文化財保護条例(昭和47年沖縄県条例第25号)第4条第1項の規定により沖縄県指定有形文化財に指定された建築物等
- (2) 石垣市文化財保護条例(昭和47年石垣市条例第78号)第4条第1項の規定により石垣市指定文化財に指定された建築物等
- (3) 地下に設ける建築物等又はその部分
- (4) 景観形成上支障がないと認められる仮設の建築物等
- (5) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う建築物等又はその部分
- (6) 通常管理行為、軽易な行為その他これらに類する行為を行う建築物等又はその部分
- (7) 非常災害のための応急措置として行う建築物等又はその部分
- (8) 条例第9条の規定による建築物等の形態意匠の制限を受ける計画地区の区域内において、当該区域の景観形成に資するものと市長が認めた建築物等又はその部分

(報告及び立入検査)

第21条 条例第16条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第27号)とする。

(工事主等の変更等)

第22条 条例第10条第2項又は条例第13条第3項の規定により認定を受けた建築物の計画(以下「認定建築物計画」という。)に係る工事が完了する前に、工事主、工事監理者又は工事施工者を変更し、又は決定したときは、速やかに工事主等変更(決定)届(様式第28号)の正本及び副本に、認定証の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(認定申請書等の取下げ)

第23条 第10条第1項の規定により認定申請書を提出した者又は第13条第2項の規定により計

画の通知書を提出した国の機関等は、市長が認定をする前に当該申請又は通知を取り下げようとするときは、認定申請・計画通知取下げ届(様式第29号)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

(工事の取りやめ)

第24条 認定建築物計画に係る工事を取りやめようとするときは、工事取りやめ届(様式第30号)の正本及び副本に、認定証を添えて、市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第25条 市長は、認定建築物計画が虚偽の申請又は通知その他不正な行為によるものであることが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

(工事完了届の提出)

第26条 認定建築物計画に係る工事が完了したときは、工事完了届(様式第31号)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

(建築等計画概要書等の閲覧場所等)

第27条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第31条第1項に規定する書類は、認定建築物計画に係る建築等計画概要書及び景観法令による処分の概要書(様式第32号)(以下これらを「概要書」という。)とする。

2 概要書の閲覧場所は、石垣市都市建設課とする。

3 概要書の閲覧日は、次に掲げる日以外の日とし、閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで(前2号に掲げる日を除く。)

4 市長は、概要書の整理その他やむを得ない理由により必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に閲覧できない日を定め、又は閲覧時間を変更することができる。

(閲覧の手続)

第28条 概要書の閲覧をしようとする者は、建築等計画概要書等の閲覧票(様式第33号)に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

2 概要書は、閲覧場所から持ち出すことができない。

(閲覧の禁止)

第29条 市長は、次のいずれかに該当する者に対し、閲覧を禁止することができる。

(1) この規則の規定に違反し、又は係員の指示に従わない者

(2) 概要書を汚損、損傷若しくは紛失し、又はそのおそれがあると認められる者

- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- (4) 閲覧しようとする概要書に係る建築物を特定しない者

第4章 雑則

(委任)

第30条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成32年3月2日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

計画緑化率適合証明書交付申請書

年 月 日

石垣市長 様

申請者 住所

氏名

下記について、石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第8条の規定による緑化率の最低限度に適合していることの証明書の交付を受けたいので、石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 行為の場所 石垣市
- 2 行為の着手予定日
- 3 行為の完了予定日
- 4 設計又は施工方法

(1)	土地の区画形質の変更(有・無)	変更区域の面積			m ²	
(2)	建築物の建築又は工作物の建設	ア 行為の種別 (建築物の建築 ・ 工作物の建設) (新築 ・ 改築 ・ 増築 ・ 移転)				
		イ 設計の概要	届出部分	届出以外の部分	合計	
			(ア) 敷地面積			
			(イ) 建築又は建設面積			
			(ウ) 延べ床面積	()	()	()
			(エ) 高さ 地盤面から m	(カ) 用途		
(オ) 緑化施設の面積 m ²	(キ) 垣又はさくの構造					
(3)	建築物等の用途の変更	ア 変更部分の延べ床面積	イ 変更前の用途	ウ 変更後の用途		
(4)	建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				
(5)	木竹の伐採	伐採面積			m ²	

備考

- 1 申請者が法人の場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が2以上あるときは、各部分ごとに記載すること。

- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
 - ア 当該建築物の建築については、(2)イ(ウ)延べ床面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途の変更に供する部分の延べ床面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ床面積を記載すること。
 - イ 当該建築物の用途の変更については、(2)イ(ア)敷地面積の合計欄及び(2)イ(ウ)延べ床面積の合計欄(同欄中の()は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ床面積の合計)についても記載を行うこと。
- 5 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の申請書によることができる。

緑化施設一覧表

緑化施設面積及び建築物の敷地面積に対する緑地施設の面積割合

緑化施設面積						
	樹木	地被植物 (芝生含む)	花壇等	池等水面	附属施設等	面積合計
	m ²					
敷地面積						m ²
建築物の敷地面積に対する緑化施設の面積の割合(緑化率)						%

緑化施設面積内訳

樹木

(1)の算出方法による面積 (m ²)	(2)の算出方法による面積 (m ²)	(3)の算出方法による面積 (m ²)	計 (m ²)
A	B	C	

(1) 樹冠の水平投影面積で算出する方法

規格	樹種名	単木面積(m ²)	本数	緑化面積(m ²)	備考
H= m W= m					
H= m W= m					
H= m W= m					
H= m W= m					
計				A	

(2) 樹高に応じた円の面積の合計で算出する方法

規格	樹種名	単木面積(m ²)	本数	緑化面積(m ²)	備考
1m以上2.5m未満					
2.5m以上4m未満					
4m以上					
計				B	

(3) 植栽区域一帯を緑化面積として算出する方法

樹高	樹種名	係数	本数	算出面積(m ²)	植栽基盤面積等	緑化面積(m ²)
1m未満		1			② m ² 適用箇所 ()	C
1m以上2.5m未満		4				
2.5m以上4m未満		10				
4m以上		18				
計				①		

地被植物

規格	樹種名	緑化面積(m ²)	備考
壁面部	延長 m×1m		
計			

花壇等

規格	樹種名	緑化面積(m ²)	備考
計			

水流・池等

規格	樹種名	緑化面積(m ²)	備考
計			

附属施設等

規格	樹種名	緑化面積(m ²)	備考
計			

備考

- (3)の算出方法は、①≤②の条件を満たしている場合に限り採用し、緑化面積に植栽基盤面積の値を記入すること。
- 変更の場合は、変更箇所の下段に変更前の内容を、上段に変更後の内容を朱書きで記入すること。
- 面積の数値は、小数第2位を四捨五入し、第1位まで記入すること。

様式第3号(第3条関係)

計画変更に係る計画緑化率適合証明書交付申請書

年 月 日

石垣市長 様

申請者住所

氏名

印

下記の計画変更について、石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第8条の規定による緑化率の最低限度に適合していることの証明書の交付を受けたいので、石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 当初の申請日 年 月 日
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手日 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第4号(第4条関係)

第 号
年 月 日

申請者 様

石垣市長 印

計画緑化率適合証明書

年 月 日付けで、石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第3条第1項の規定により申請のあった下記の緑化計画は、石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第8条の規定による緑化率の最低限度の制限に適合していることを証明します。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の種類 (建築物の建築・工作物の建設)
(新築・改築・増築・移転)
- 3 建築物の敷地面積に対する緑化施設面積の割合(緑化率)

敷地面積	m ²
緑化施設の面積	m ²
建築物の敷地面積に対する緑化施設面積の割合	%

- 4 緑化施設の概要

様式第5号(第5条関係)

第 号
年 月 日

緑化施設工事完了延期認定書

申請者 様

石垣市長 印

緑化施設に関する工事の完了の延期の申出について、都市緑地法第43条第1項の規定に基づき、下記のとおり認定します。

記

- 1 建築確認年月日・番号
年 月 日 第 号
- 2 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積
建築物の名称
地名地番
敷地面積
- 3 既存の緑化施設の位置、種別及び面積
既存の緑化施設の位置 配置図のとおり
種別 配置図のとおり
面積
- 4 整備する緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積
整備する緑化施設の概要
配置 配置図のとおり
種別 配置図のとおり
面積
- 5 上記4のうち工事を完了することができない緑化施設の概要、規模、配置、種別、面積、当該工事を完了することができない理由及び完了予定年月日
工事を完了することができない緑化施設の概要及び規模
配置 配置図のとおり
種別 配置図のとおり
面積

工事を完了することができない理由

完了予定年月日 年 月 日

6 緑化施設の面積の敷地面積に対する割合

上記3と4を合計した緑化施設の面積の敷地面積に対する割合

上記3と4を合計した緑化施設の面積から上記5の緑化施設の面積を減じた緑化施設の面積の敷地面積に対する割合

7 認定の条件

上記5に記載の工事において、工事を完了することができない理由がなくなったときは、速やかに工事を完了し、施工緑化率適合証明書の交付を受けること。

様式第6号(第6条関係)

施工緑化率適合証明書交付申請書

年 月 日

石垣市長 様

申請者住所

氏名

印

下記について、石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第8条の規定による緑化率の最低限度に適合していることの証明書の交付を受けたいので、石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、関係図書を添えて申請します。

記

建築確認年月日・番号	年 月 日 第 号
緑化施設工事完了延期認定年月日・番号	年 月 日 第 号
建築物等の所在地及び名称	
緑化施設の概要	別紙(緑化施設一覧表)のとおり
工事完了年月日	年 月 日

備考

- 1 この申請書は、2部提出してください。
- 2 緑化工事完了平面図及びカラー写真を添付すること。

様式第7号(第7条関係)

第 号
年 月 日

申請者 様

石垣市長 印

施工緑化率適合証明書

年 月 日付けで、石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第6条第2項の規定により申請のあった下記の完了済緑化施設工事による建築物等の緑化の状況は、石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第8条の規定による緑化率の最低限度の制限に適合していることを証明します。

記

1 確認年月日・番号

年 月 日 第 号

2 緑化施設を整備した建築物等の所在地

3 建築物の敷地面積に対する緑化施設面積の割合(緑化率)

敷地面積	m ²
緑化施設的面積	m ²
建築物の敷地面積に対する 緑化施設面積の割合	%

4 緑化施設の概要

様式第8号(第8条関係)

許 可 申 請 書

石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第20条の規定による許可を申請します。 この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。				
石垣市長 様			年 月 日	
			申請者 住所 氏名 印	
建 築 主	住 所 氏 名	電 話 番 号		
代 理 人	住 所 氏 名	電 話 番 号		
設 計 者	住 所 氏 名	電 話 番 号		
着工・完了予定日	着工 年 月 日	完了 年 月 日		
敷地の位置	地名地番	石垣市		
	用途地域	その他の区域地域、地区		
	防火地域			
主要用途		工事種別		
	申請部分	申請部分以外	合計	建ぺい率
敷地面積	m ²	m ²	m ²	%
建築面積	m ²	m ²	m ²	容積率
延べ床面積	m ²	m ²	m ²	
構造・階数		建築物の高さ	m	
※1申請理由				
※2受付欄	※許可番号年月日 第 号 年 月 日			

(注) ※1欄には、適用除外を申請する建築物及びその敷地の内容並びに理由を記載すること。

※2欄には、記入しないこと。

様式第9号(第8条関係)

許 可 通 知 書

許可番号 第 号
年 月 日

申請者 様

石垣市長 印

下記による許可申請書に記載の計画は、石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第20条の規定による許可をしたので通知します。

記

- | | |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 申請年月日 | _____年 月 日 |
| 2 敷地の位置 | 石垣市 _____ |
| 3 建築物の概要 | |
| (1) 建築物の名称 | _____ |
| (2) 主要用途 | _____ |
| (3) 工事種別 | _____ |
| (4) 延べ床面積 | 申請部分 _____ m ²
申請以外の部分 _____ m ²
合 計 _____ m ² |
| (5) 申請棟数 | _____ 棟 |
| (6) 主たる建築物の構造 | _____ 造 |
| (7) 主たる建築物の階数 | 地階を除く(地上階数) _____ 階
地階の階数 _____ |

様式第 10 号(第 9 条関係)

変 更 許 可 申 請 書

<p>石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第20条の規定により、 年 月 日第 号で許可された申請のうち、次のとおり変更をしたいので申請します。</p> <p>この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>石垣市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 印</p>							
建 築 主	住 所 氏 名		電 話 番 号				
代 理 人	住 所 氏 名		電 話 番 号				
設 計 者	住 所 氏 名		電 話 番 号				
着工・完了予定日	着工 年 月 日			完了 年 月 日			
敷地の位置	地名地番	石垣市					
	用途地域	その他の区域地域、地区					
	防火地域						
主要用途		工事種別					
	変更前の申請部分			変更後の申請部分			建ぺい率 %
	申請部分	申請以外の部分	合計	申請部分	申請以外の部分	合計	
敷地面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	容積率 %
建築面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
延べ床面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
構造・階数				建築物の高さ			m
変更の概要	変更前の計画			変更後の計画			変更理由
※受付欄	※許可番号年月日 第 号 年 月 日						

(注) ※欄には、記入しないこと。

様式第 11 号(第 9 条関係)

変 更 許 可 通 知 書

変更許可番号 第 号
年 月 日

申請者 様

石垣市長 印

石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第20条の規定により、 年 月 日第 号で許可をした申請の変更を許可したので通知します。

記

- | | |
|---------------|--------------------------------------------------------------------|
| 1 申請年月日 | 年 月 日 |
| 2 敷地の位置 | 石垣市 |
| 3 建築物の概要 | |
| (1) 建築物の名称 | |
| (2) 主要用途 | |
| (3) 工事種別 | |
| (4) 延べ床面積 | 申請部分 m ²
申請以外の部分 m ²
合計 m ² |
| (5) 申請棟数 | 棟 |
| (6) 主たる建築物の構造 | 造 |
| (7) 主たる建築物の階数 | 地階を除く(地上階数) 階
地階の階数 階 |

様式第 12 号(第 10 条関係)

名 義 変 更 届

石垣市長 様		年 月 日
<p>次のとおり建築主に変更があったので、石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第10条の規定により、届け出ます。</p>		
<p>新建築主 住 所 氏 名 電話番号</p>		印
<p>旧建築主 住 所 氏 名 電話番号</p>		印
許可番号	第 号	
許可年月日	年 月 日	
建築場所	石垣市	
主要用途		
工事種別		
変更理由(詳細に)		
※受 付 欄		※受付年月日
		年 月 日受理

- (注) 1 許可通知書を添付すること。
2 ※欄には、記入しないこと。

様式第 13 号(第 11 条関係)

工事取りやめ届(一部・全部)

石垣市長 様		年 月 日
建築主 住 所 氏 名 電話番号		印
さきに許可を受けました次の建築物は、建築を取りやめたので、石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第11条第1項の規定により、届け出ます。		
工事取りやめ年月日	年 月 日	
許可番号	第 号	
許可年月日	年 月 日	
建築場所	石垣市	
主要用途		
構造規模		
理由		
※受 付 欄		※受付年月日
		年 月 日受理

- (注) 1 許可通知書を添付すること。
2 ※欄には、記入しないこと。

様式第 14 号(第 11 条関係)

申 請 取 下 願

<p>さきに提出した許可申請書を取り下げたいので、石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第11条第2項の規定により、届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>石垣市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 電話番号 印</p>	
建 築 主	住 所 氏 名 電話番号
申請年月日	年 月 日
建築場所	石垣市
工事種別	
主要用途	
構造規模	
理由	
※受 付 欄	※受付年月日
	年 月 日受理

(注) ※欄には、記入しないこと。

様式第 15 号(第 11 条関係)

申請取下承認通知書

<p>年 月 日付けで願出のあった許可申請の取下願は、石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第11条第3項の規定により、承認したので通知します。</p>	
<p style="text-align: right;">承認番号 第 号 年 月 日</p>	
<p>申請者 様</p> <p style="text-align: right;">石垣市長 印</p>	
建築主	住所 氏名 電話番号
申請年月日	年 月 日
建築場所	石垣市
主要用途	
工事種別	
構造規模	

様式第 16 号（第 13 条関係）

地区計画区域内の建築物等の形態意匠に関する計画の認定（変更）申請書

年 月 日

石垣市長 様

申請者 住所
氏名

印

石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第10条第1項の規定により、下記のとおり、必要な図書を添付して、計画の認定（変更）申請書を提出します。

記

1 建築物の建築等の工事主等の概要
(1) 建築の工事主 ア 氏名のフリガナ イ 氏名 ウ 郵便番号 エ 住所 オ 電話番号
(2) 設計者 ア 資格 () 建築士 () 登録第 号 イ 氏名 ウ 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 エ 郵便番号 オ 所在地 カ 電話番号
(3) 工事監理者 ア 資格 () 建築士 () 登録第 号 イ 氏名 ウ 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 エ 郵便番号 オ 所在地 カ 電話番号

(4) 工事施工者

ア 氏名

イ 営業所名 建設業の許可 () 第 号

ウ 郵便番号

エ 所在地

オ 電話番号

2 計画の内容

- (1) 建築物の工事の名称
- (2) 建築物の工事の場所 石垣市
(地区計画の名称等) (.....地区計画(計画地区:.....))
- (3) 建築物の工事の種別 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の修繕、
(該当項目に○印をつ 模様替、色彩変更
ける)

(4) 建築物の概要

用 途	申請部分	既存部分	合計	その他	
				構 造	
敷地面積	m ²	m ²	m ²	階 数	
建築面積	m ²	m ²	m ²	建ぺい率	%
延べ面積	m ²	m ²	m ²	容積率	%
最高の高さ	m	m	m	用途地域	

(5) 建築物等の形態意匠の内容

外壁等の仕上材	屋 根	
	外 壁	
	その他	
外壁等の色彩 ※色(マンセル値を併記)を記入すること。	屋 根	
	外 壁	
	その他	
垣、さく又は塀の構造	部 位	
	材 料	
	高 さ	

- | | | | |
|--------------|---|---|---|
| (6) 工事の着手予定日 | 年 | 月 | 日 |
| (7) 工事の完了予定日 | 年 | 月 | 日 |
| (8) その他必要な事項 | | | |
| (9) 備考 | | | |

備考

- 1 申請書は正本及び副本を提出すること。また、申請者又は工事施工者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ設計者又は工事監理者の住所を書くこと。
- 3 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で決定してから工事着手前に届けること。
- 4 建築物の概要については、表の中に必要事項を記入すること。
- 5 建築物の形態意匠の内容については、表の中に必要事項を記入すること。なお、色彩については、日本工業規格に定める色相、明度及び彩度の3属性の値（マンセル値）を併記すること。
- 6 申請書に添付する必要な図書とは、石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第13条第1項に掲げる図書とする。
- 7 変更申請を行う場合には、2(8)に、認定済の年月日・番号を記入するとともに、変更前後の概要を記載すること。また、添付する図書等は変更に係る部分に関し、変更前及び変更後の図書とする。

様式第 17 号 (第 13 条関係)

地区計画区域内の建築等計画概要書

1 建築物の建築等の工事主等の概要
(1) 建築等の工事主 ア 氏名のフリガナ イ 氏名 ウ 郵便番号 エ 住所 オ 電話番号
(2) 設計者 ア 資格 () 建築士 () 登録第 号 イ 氏名 ウ 建築士事務所名 () 建築事務所 () 知事登録第 号 エ 郵便番号 オ 所在地 カ 電話番号
(3) 工事監理者 ア 資格 () 建築士 () 登録第 号 イ 氏名 ウ 建築士事務所名 () 建築事務所 () 知事登録第 号 エ 郵便番号 オ 所在地 カ 電話番号
(4) 工事施工者 ア 氏名 イ 営業所名 建設業の許可 () 第 号 ウ 郵便番号 エ 所在地 オ 電話番号

2 計画の内容

- (1) 建築物の工事の名称
- (2) 建築物の工事の場所 石垣市.....
 (地区計画の名称等) (.....地区計画 (計画地区:.....))
- (3) 建築物の工事の種別 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の修繕、
 (該当項目に○印をつ 模様替、色彩変更
 ける)

(4) 建築物の概要

	申請部分	既存部分	合計	その他	
用 途				構 造	
敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²	階 数	
建 築 面 積	m ²	m ²	m ²	建 ぺ い 率	%
延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²	容 積 率	%
最高の高さ	m	m	m	用 途 地 域	

(5) 建築物等の形態意匠の内容

外壁等の仕上材	屋 根	
	外 壁	
	その他	
外壁等の色彩 ※色 (マンセル値を併 記)を記入すること。	屋 根	
	外 壁	
	その他	
垣、さく又は塀の構造	部 位	
	材 料	
	高 さ	

- (6) 工事の着手予定日 年 月 日
- (7) 工事の完了予定日 年 月 日
- (8) その他必要な事項
- (9) 備考

3 計画の内容を示す図面

- (1) 建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
- (2) 当該敷地内における建築物等の位置を表示する図面
- (3) 建築物の彩色が施された2面以上の立面図
- (4) その他必要な図面

備考

- 1 1及び2は、様式第16号又は様式第21号の写しに代えることができる。この場合には、最上段に「地区計画区域内の建築等計画概要書」と明示すること。
- 2 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で決定してから工事着手前に届けること。
- 3 建築物等の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面には、縮尺、道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物等の位置を明示すること。
- 4 当該敷地内における建築物等の位置を表示する図面には、縮尺、申請に係る建築物等と他の建築物等との別、土地の高低及び敷地の接する道路の位置を明示すること。
- 5 建築物等の彩色が施された2面以上の立面図には、色彩のマンセル値及び縮尺を明示すること。
- 6 その他必要な図面は、石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第13条第1項の図書について記載すること。

様式第 18 号 (第 13 条関係)

地区計画区域内の建築物等の形態意匠に関する計画の(変更)認定証

第 号
年 月 日

様

石垣市長

印

石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第10条第1項の規定に基づき、計画の(変更)認定申請のあった下記建築物について、同条第2項の規定により認定します。

記

- | | | | | | | |
|---|-----------------|---|---|---|---|---|
| 1 | (変更)認定申請の年月日・番号 | 年 | 月 | 日 | 第 | 号 |
| 2 | 建築物の工場の場所 | | | | | |
| 3 | 建築物の工場の種別 | | | | | |
| 4 | 計画の概要 | | | | | |
| 5 | 備考 | | | | | |

様式第 19 号（第 13 条関係）

地区計画区域内の建築物等の形態意匠に関する制限に適合しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

石垣市長

印

石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第10条第1項の規定に基づき、計画の（変更）認定申請のあった下記建築物については、下記の理由により、地区計画に定められた建築物等の形態意匠の制限に適合しないものと認めましたので、同条第3項の規定により通知します。

記

- | | | | | | | |
|---|-----------------|---|---|---|---|---|
| 1 | （変更）認定申請の年月日・番号 | 年 | 月 | 日 | 第 | 号 |
| 2 | 建築物の工事の場所 | | | | | |
| 3 | 建築物の工事の種別 | | | | | |
| 4 | 適合しない理由 | | | | | |
| 5 | 備考 | | | | | |

※ 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に係る手続については、裏面を御参照ください。

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石垣市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石垣市を被告として（訴訟において石垣市を代表する者は石垣市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 20 号（第 13 条、第 14 条関係）

地区計画区域内の建築物等の形態意匠に関する計画認定が期間内に認定できない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

石垣市長 印

石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第10条第1項又は第13条第2項の規定に基づき、計画の（変更）認定申請又は通知のあった下記建築物については、下記の理由により、期間内に認定できないので、同条例第10条第3項又は第13条第3項の規定により通知します。

記

- | | | | | | | |
|---|--------------------|---|---|---|---|---|
| 1 | （変更）認定申請（通知）年月日・番号 | 年 | 月 | 日 | 第 | 号 |
| 2 | 建築物の工場の場所 | | | | | |
| 3 | 建築物の工場の種別 | | | | | |
| 4 | 期間内に認定できない理由 | | | | | |
| 5 | 備考 | | | | | |

様式第 21 号（第 14 条関係）

地区計画区域内の建築物等の形態意匠に関する計画の（変更）通知書

年 月 日

石垣市長 様

通知者 住所

氏名

印

石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第13条第2項の規定により、下記のとおり、必要な図書を添付して、建築物の計画を（変更）通知します。

記

1 建築物の建築の工事主等の概要	
(1) 建築の工事主	
ア 氏名のフリガナ	
イ 氏名	
ウ 郵便番号	
エ 住所	
オ 電話番号	
(2) 設計者	
ア 資格	() 建築士 () 登録第 号
イ 氏名	
ウ 建築士事務所名	() 建築士事務所 () 知事登録第 号
エ 郵便番号	
オ 所在地	
カ 電話番号	
(3) 工事監理者	
ア 資格	() 建築士 () 登録第 号
イ 氏名	
ウ 建築士事務所名	() 建築士事務所 () 知事登録第 号
エ 郵便番号	
オ 所在地	
カ 電話番号	

(4) 工事施工者

ア 氏名

イ 営業所名

建設業の許可 () 第 号

ウ 郵便番号

エ 所在地

オ 電話番号

2 計画の内容

- (1) 建築物の工事の名称
- (2) 建築物の工事の場所 石垣市
(地区計画の名称等) (.....地区計画(計画地区:.....))
- (3) 建築物の工事の種別 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の修繕、
(該当項目に○印をつ 模様替、色彩変更
ける)
- (4) 建築物の概要

用 途	申請部分	既存部分	合計	その他	
				構 造	
敷地面積	m ²	m ²	m ²	階 数	
建築面積	m ²	m ²	m ²	建 ぺ い 率	%
延べ面積	m ²	m ²	m ²	容 積 率	%
最高の高さ	m	m	m	用途地域	

(5) 建築物等の形態意匠の内容

外壁等の仕上材	屋 根	
	外 壁	
	その他	
外壁等の色彩 ※色(マンセル値を併記)を記入すること。	屋 根	
	外 壁	
	その他	
垣、さく又は塀の構造	部 位	
	材 料	
	高 さ	

(6) 工事の着手予定日 年 月 日

(7) 工事の完了予定日 年 月 日

(8) その他必要な事項

(9) 備考

備考

- 1 通知書は正本及び副本を提出すること。また、通知者又は工事施工者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ設計者又は工事監理者の住所を書くこと。
- 3 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で決定してから工事着手前に届け出ること。
- 4 建築物等の概要については、表の中に必要事項を記入すること。
- 5 建築物等の形態意匠の内容については、表の中に必要事項を記入すること。なお、色彩については、日本工業規格に定める色相、明度及び彩度の3属性の値（マンセル値）を併記すること。
- 6 通知書に添付する必要な図書とは、石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第13条第1項に掲げる図書とする。
- 7 変更通知を行う場合には、2(8)に、認定済の年月日・番号を記入するとともに、変更前後の概要を記載すること。また、添付する図書等は変更に係る部分に関し、変更前及び変更後の図書とする。

様式第 22 号（第 14 条関係）

地区計画区域内の建築物等の形態意匠に関する計画の（変更）認定証

第 号
年 月 日

様

石垣市長

印

石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第13条第2項の規定に基づき、計画の（変更）通知のあった下記建築物について、同条第3項の規定により認定します。

記

- | | | | | | | |
|---|---------------|---|---|---|---|---|
| 1 | （変更）通知の年月日・番号 | 年 | 月 | 日 | 第 | 号 |
| 2 | 建築物の工事の場所 | | | | | |
| 3 | 建築物の工事の種別 | | | | | |
| 4 | 計画の概要 | | | | | |
| 5 | 備考 | | | | | |

様式第 23 号 (第 14 条関係)

地区計画区域内の建築物等の形態意匠に関する制限に適合しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

石垣市長 印

石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第13条第2項の規定に基づき、計画の(変更)通知のあった下記建築物については、下記の理由により、地区計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合しないものと認めましたので、同条第3項の規定により通知します。

記

- | | | | | | | |
|---|---------------|---|---|---|---|---|
| 1 | (変更)通知の年月日・番号 | 年 | 月 | 日 | 第 | 号 |
| 2 | 建築物の工場の場所 | | | | | |
| 3 | 建築物の工場の種別 | | | | | |
| 4 | 適合しない理由 | | | | | |
| 5 | 備考 | | | | | |

様式第 24 号（第 17 条関係）

建築物等の形態意匠に関する是正命令書

様	第 年 月 日
石垣市長	印
<p>下記の建築物については、石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第9条の規定の制限に違反しているので、同条例第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり、違反を是正するための措置をとることを命ずる。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
建築物の名称	
2 建築物の所在地	石垣市
3 是正の内容	
4 是正の期間	
5 その他	
<p>※行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に係る手続について</p> <p>1 この命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石垣市長に審査請求をすることができます（なお、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この命令の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。</p> <p>2 この命令については、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石垣市を被告として（訴訟において石垣市を代表する者は石垣市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この命令の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	

様式第 25 号（第 17 条関係）

建築物等の形態意匠に関する是正報告書

石垣市長 様	年 月 日
報告者 住 所	
氏 名 印 （法人にあつては、その事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名）	
年 月 日 第 号では是正命令を受けた下記の建築物について は、是正のための必要な措置を行ったので、石垣都市計画地区計画の区域内におけ る建築物等の制限に関する条例施行規則第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり 、関係書類を添付して、当該是正措置の内容を報告します。	
記	
1	建築物の名称
2	建築物の所在地 石垣市
3	是正措置の内容
4	是正措置の完了日 年 月 日
5	その他
※ 受 付 欄	

（注意）※印のある欄は記入しないこと。また、報告書は正本及び副本を提出すること。

なお、関係資料として以下の資料を添付し、提出すること。

- ・案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、是正箇所の図面、是正工事前の現況写真等
- ・是正関係の図面、詳細図、是正工事施工中の写真等
- ・是正工事完了後の写真（建築物の外観等、是正後の内容がよくわかる写真）等

様式第 26 号 (第 19 条関係)

← 35cm以上 →		
↑ 25 cm 以上 ↓	石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例 に基づく形態意匠の制限に関する認定済	
	認定年月日番号	年 月 日 第 号
	認定証交付者	
	工事主氏名	
	設計者氏名	
	工事施工者氏名	
	工事現場管理者氏名	
	備考	

様式第 27 号 (第 21 条関係)

(表面)

第	号
身 分 証 明 書	
職氏名	年 月 日生
上記の者は、石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第16条第1項の規定に基づき、立入検査の権限を有する者であることを証明します。	
年 月 日	
石垣市長	印

(裏面)

1 この証明書は、表記権限を行使する際に必ず携帯し、関係人に提示すること。
2 この証明書の有効期間は、発行の日から 年 月 日までとする。
3 この証明書は、石垣都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第16条第1項の規定による立入検査以外には、使用しないこと。

様式第 28 号 (第 22 条関係)

工事主等変更 (決定) 届

年 月 日		石垣市長 様	
届出者 住 所			
氏 名 印			
〔法人にあつては、その事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名〕			
_____ を変更 (決定) したので、石垣都市計画地区計画 の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第22条の規定により、下記 のとおり、認定証の写しを添えて届け出ます。			
記			
1 変更等 ()	変更前	住 所	電話 ()
		氏 名	印
	(新規決定) 変更後	住 所	電話 ()
		氏 名	印
2 認定の年月日・番号		年 月 日 第 号	
3 工事の場所		石垣市	
4 工事の種別			
5 変更 (決定) の期日		年 月 日	
6 変更の理由			
※ 受付 欄			

- (注意) ① ※印のある欄は記入しないこと。また、届出書は正本及び副本に、認定証の写しを添えて提出すること。
- ② 1 の変更等の氏名欄の押印は、工事主の変更の場合に行うこと。
- ③ 1 の変更等の氏名欄には、設計者及び工事監理者の場合は、資格・番号及び事務所・登録番号等を、工事施工者の場合は、営業所名、建設業許可番号等を記入すること。

様式第 29 号 (第 23 条関係)

認定申請・計画通知取下げ届

石垣市長 様	年 月 日
届出者 住 所	
氏 名 印 (法人にあつては、その事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名)	
下記の認定申請又は通知を取り下げたいので、石垣都市計画地区計画の区域内に おける建築物等の制限に関する条例施行規則第23条の規定により、届け出ます。	
記	
1 認定申請 (通知) 年月日・受付番号	年 月 日 第 号
2 工事の場所	石垣市
3 工事の種別	
4 取下げ理由	
5 その他	
※ 受 付 欄	

(注意) ※印のある欄は記入しないこと。また、届出書は正本及び副本を提出すること。

様式第 30 号 (第 24 条関係)

工 事 取 り や め 届

石垣市長 様 届出者 住 所 氏 名 印 (法人にあつては、その事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名)	年 月 日
計画の認定を受けた下記の建築物について、その工事を取りやめたいので、石垣 都市計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第24条の 規定により、認定証を添えて、届け出ます。	
記	
1 計画の認定年月日・番号	年 月 日 第 号
2 工事の場所	石垣市
3 工事の種別	
4 取りやめ理由	
5 その他	
※ 受 付 欄	

(注意) ※印のある欄は記入しないこと。また、届出書は正本及び副本に、認定証及び
 認定の申請書又は通知書の副本を添えて、提出すること。

様式第 31 号 (第 26 条関係)

工 事 完 了 届

年 月 日	
石垣市長 様	
届出者 住 所	
氏 名 印	
〔法人にあつては、その事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名〕	
<p>計画の認定を受けた下記の建築物について、その工事が完了したので、石垣都市 計画地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第26条の規定 により、関係図書を添えて、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
1 計画の認定年月日・番号	年 月 日 第 号
2 工事の場所	石垣市
3 工事の種別	
4 工事完了年月日	年 月 日
5 その他	
※ 受 付 欄	

(注意) ※印のある欄は記入しないこと。また、届出書は正本及び副本を提出すること。
 なお、関係資料として以下の資料を添付し、提出すること。

- ・計画の認定証の写し
- ・完了写真 (建築物等の外観、屋上部分等の完成状況がよくわかる写真)

様式第 32 号 (第 27 条関係)

景観法令による処分の概要書

1 認定

- (1) 認定番号
- (2) 認定書の交付年月日

(計画変更の認定)

- (1)
 - ア 認定番号
 - イ 認定書の交付年月日
- (2)
 - ア 認定番号
 - イ 認定書の交付年月日
- (3)
 - ア 認定番号
 - イ 認定書の交付年月日

2 その他の処分

3 備考

整理番号	
------	--

様式第 33 号 (第 28 条関係)

年 月 日

建築等計画概要書等の閲覧票

閲覧者 住所
氏名
電話 ()

1	建築物の敷地又は 工作物の存する 土地の場所	
2	建築物工事主の氏 名	
3	認定年月日・番号	
4	閲覧の理由	
5	備 考	

※ 受付処理欄	
---------	--

(注意) ※印のある欄は、記入しないこと。

様式第1号(第3条関係)
様式第2号(第3条関係)
様式第3号(第3条関係)
様式第4号(第4条関係)
様式第5号(第5条関係)
様式第6号(第6条関係)
様式第7号(第7条関係)
様式第8号(第8条関係)
様式第9号(第8条関係)
様式第10号(第9条関係)
様式第11号(第9条関係)
様式第12号(第10条関係)
様式第13号(第11条関係)
様式第14号(第11条関係)
様式第15号(第11条関係)
様式第16号(第13条関係)
様式第17号(第13条関係)
様式第18号(第13条関係)
様式第19号(第13条関係)
様式第20号(第13条、第14条関係)
様式第21号(第14条関係)
様式第22号(第14条関係)
様式第23号(第14条関係)
様式第24号(第17条関係)
様式第25号(第17条関係)
様式第26号(第19条関係)
様式第27号(第21条関係)
様式第28号(第22条関係)
様式第29号(第23条関係)
様式第30号(第24条関係)
様式第31号(第26条関係)
様式第32号(第27条関係)

様式第33号(第28条関係)